

法的臓死判定は臓器移植を行う場合に臓死されており、法的臓死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなつてゐるとの答弁がありました。

さらに、本人の生前の意思が不明であつても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対しても、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁がありました。

虐待を受けて脳死となつた児童からの臓器摘出を防ぐ手立てをどうするのかとの質疑に対しても、主治医による診察等である程度の防止が图られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁がありました。

法改正による脳死下での臓器移植数の増加見込みについては、ある専門家の個人的な意見として、年間七十から百五十例程度の移植数になると見解を示しつつ、待機患者にとって希望が持てる効果があるものになると考えていたとの答弁がありました。

臓器提供の意思表示に係る親族への優先提供について、公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかとの意見に対しても、臓器移植を待つてゐる身内の方がいる場合、その身體内に臓器を提供したいという気持ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優先提供を認めることとしたとの答弁がありました。

法的臓死判定は臓器移植を行う場合に臓死されており、法的臓死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなつてゐるとの答弁がありました。

さらに、本人の生前の意思が不明であつても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対しても、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁がありました。

虐待を受けて脳死となつた児童からの臓器摘出を防ぐ手立てをどうするのかとの質疑に対しても、主治医による診察等である程度の防止が图られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁がありました。

法改正による脳死下での臓器移植数の増加見込みについては、ある専門家の個人的な意見として、年間七十から百五十例程度の移植数になると見解を示しつつ、待機患者にとって希望が持てる効果があるものになると考えていたとの答弁がありました。

臓器提供の意思表示に係る親族への優先提供について、公平性の高い運転免許証等に意思表示欄を設ける等の普及啓発を通じて増加するのではないか、また、十五歳未満の者については、本案により十二歳に引き下げてもそれほど増加はしないであろうが、教育や普及啓発により徐々にふえていくことを期待するとの答弁がありました。

次に、金田君提出案についてですが、現行の脳死判定基準に脳血流の停止を確認した後でも小児における長期脳死例があるのではないかとの質疑をしているが、脳血流の停止を確認した後でも長期生存例は存在するが、脳死判定基準の適正化に向

次に、石井君提出案についてであります。世界保健機関における移植ツーリズムの削減要請についてどう対応するのかとの質疑に対しては、内閣府の世論調査では、脳死下で臓器提供をしてよいと考える者は約四割に達しており、これらの者の意思をできる限り生かす取り組みが必要であり、臓器移植に関する教育や普及啓発を図つて移動を進める条件整備が必要と考えて居るとの答弁がありました。また、条件整えばさらなる年齢の引き下げ等を考えられたとの答弁がありました。

また、十二歳になれば臓器提供や脳死という状態が判断できるとする根拠は何かとの質疑に対しても、中学校に上がる程度の年齢になれば、臓器移植について自己決定できる子供もいると考えており、あくまで臓器提供の意思表示ができる年齢を十二歳以上にして、臓器移植の道を開くこととしたとの答弁がありました。

臓器移植数の増加見込みについては、十五歳以上の者は、携行性の高い運転免許証等に意思表示欄を設ける等の普及啓発を通じて増加するのでないかとの質疑に対しても、主治医、裁判所の策定予定の指針に沿つたものであることから法事項としたとの答弁がありました。

脳死判定基準を厳密化することで移植数が現行よりも減少するのではないかとの質疑に対しては、脳死判定の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

脳死判定基準を厳密化することで移植数が現行よりも減少するのではないかとの質疑に対しては、脳死判定の透明性、公平性が確保され、国民の臓器移植に対する理解が進一步、移植数が増加するとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

脳死判定基準を厳密化することで移植数が現行よりも減少するのではないかとの質疑に対しては、主治医、裁判所の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

けた取り組みが必要であるとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

が、中山君提出案でも同様の事態が生じるとの答弁がありました。

さらに、臓器移植に係る要件を十五歳で区分す

ることの根拠、国民がその説明を理解できるかと

して

おこなわれるが、中山君提出案でも同様の事態が生じるとの答弁がありました。

また、無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判断基準に沿つた判定を経た長期脳死例の文献があるのかとの質疑に対しては、無呼吸テストを含められた三回の法的脳死判定基準に沿つた判定が行われた事例での长期生存例が紹介されました。

また、無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判断基準に沿つた判定を経た長期脳死例の文献があるのかとの質疑に対しては、無呼吸テストを含められた三回の法的脳死判定基準に沿つた判定が行われた事例での長期生存例が紹介されました。

また、無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判断基準に沿つた判定を経た長期脳死例の文献があるのかとの質疑に対しては、無呼吸テストを含められた三回の法的脳死判定基準に沿つた判定が行われた事例での長期生存例が紹介されました。

また、無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判断基準に沿つた判定を経た長期脳死例の文献があるのかとの質疑に対しては、無呼吸テストを含められた三回の法的脳死判定基準に沿つた判定が行われた事例での長期生存例が紹介されました。

また、無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判断基準に沿つた判定を経た長期脳死例の文献があるのかとの質疑に対しては、無呼吸テストを含められた三回の法的脳死判定基準に沿つた判定が行われた事例での長期生存例が紹介されました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどこの場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

について道が開かれた場合の小児科医を初めとする医療現場に対する支援の方策等について質疑が行されました。

なお、六月五日には、各案について、各委員の発言がありました。

各案に対する賛否の表明のほか、人の生死にかかる臓器移植の問題についてはすべての議員が議論して判断すべきとの意見、現行法の成立から十二年が経過していることから今国会において結論を出すのが国会の責務であるとの意見、臓器移植に関するさまざまな課題を整理するため慣習を求める意見など、さまざまの意見が表明されました。

最後に一言申し上げますが、現行の臓器移植法では、法施行後、三年を自述に検討することとされながら、既に十一年余りが経過しております。この間、四つの改正案が提出され、厚生労働委員会においては、真剣な議論が行われてまいりましたが、結論を集約するに至っておりません。しかしながら、これ以上の放置は立法府として許されません。今国会で何らかの結論を出すことが、我々本院議員に与えられた責務であると考えているところであります。

また、臓器移植をめぐる問題は、個々人の倫理規等が問われるものであり、議員各位の慎重な判断が求められていることを付言させていただきま

す。

以上をもちまして、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の各案についての中間報告といたします。(拍手)

厚生労働委員長の中間報告に関連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

君の発言

○議長(河野洋平君) ただいまの厚生労働委員長の中間報告に関連して、四案について、それぞれ発言を認められております。順次これを許します。中山太郎君。

〔中山太郎君登壇〕

○中山太郎君 A案提出者の中山太郎でござります。

臓器移植に関して、現行の臓器移植法が成立しましてから、はや十一年余りが経過して、現在に至っております。そのため、臓器移植を受けなければ助からない多くの患者たち、とりわけ、国内で移植が認められない小児の患者が海外に渡つて移植を受ける状態が続き、今日まで、総数百二名に上つております。今後は、昨年五月に

イスタンブールで行われました国際移植学会において、移植ツーリズム、また、海外における移植というもののために渡航するということとは國際的に認められないことが決定されました。これがWHOに報告されている状況でございます。

私たちが提案いたしました改正案は、国際的にほとんどの国で認められており、本人意思が不明な場合であつても家族の承諾により臓器移植を可能にするものであり、これによって小児の臓器移植の道も開かれることになります。

一方で、脳死を受け入れられない家族が拒否する道もきちんと開かれています。

家族が臓器移植を承諾し、第一回目の法的脳死判定により脳死であると判定された後、その後の

第二回目の法的脳死判定の際に家族が臓器提供を拒否した場合は、たとえ脳死と判定されておりましても臓器移植を行うことはできません。その場合、その患者は医療保険によって治療を引き続

き受けます。

現在、A、B、C、Dの各案が議論されており、私どものA案に対してさまざまな意見がござります。

私は、今日の日本の脳・循環器系の、権威のある最高機関である国立循環器病センターの橋本

筋肉筋長から専門を預かつてまいりましたが、それをこの機会に本会議の議場を通じて国民の皆様方にお知らせをしたいと思います。

なお、橋本先生は、センター長に就任され、前は京都大学医学部の脳神経外科教授で、最も多く脳死を診断される立場にあつた方であります。

「脳死議論に関する問題点」、これが表題でございますが、平成二十一年六月二日、国立循環器病

センター長橋本筋長で書かれております。

臓器移植法に関連して、脳死をめぐる議論が混乱をしている。脳死という言葉の意味するところが、時と場合と発音者によつて異なつてゐることと

に原因があると考える。すなわち、脳死状態と、臨床的脳死と、法的脳死判定で診断された脳死の三者が、混同してあるいはすりかえられて脳死と

して議論されているのが現状である。

臓器を提供するときだけ脳死が人の死であると

ある。しかし、脳死は、臨床的脳死は、臨床現場において医師が

神経学的所見などから脳死と判断する基準と変わらない。

後の脳死である。

現在の臓器移植法あるいはAからD案のどれに

おきましても、臨床的脳死は法的に死ではありません。したがって、治療が中断されたり死亡を宣告されたりするものでもない。臓器提供の対象でない。脳死を人の死として認めない人たちの意

思が無視されるわけではない。

官 業 号 外

平成二十一年七月十日

○ 第百七十一回 参議院会議録第三十七号

平成二十一年七月十日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第三十七号

平成二十一年七月十日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第四まで
一、厚生労働委員会において審査中の職器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び

平成二十一年七月十日 參議院会議録第三十七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

イ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 職器の移植に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第九 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十一 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十二 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十三 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十四 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十五 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十六 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十七 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十八 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第十九 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二十 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の差給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

源泉地国課税軽減の是非、対カザフスタン経済支援の体制強化等について質疑が行われましたが、

詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共产党の井上委員より、両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、条約二件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上兩件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長賀津也君

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔以上兩件を一括して議題といたします。〕

○議長(江田五月君) これより兩件を一括して採決いたします。

兩件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。――「れにて投票を終了いたしました。」

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。――「れにて投票を終了いたしました。」

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。――「れにて投票を終了いたしました。」

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。――「れにて投票を終了いたしました。」

